



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月19日火曜日 第1409号

◇ 目次 ◇

- 医師の指定.....1281
- 医療機関の指定.....1281
- 土地改良区役員の就任の届出.....1282
- 土地改良区の定款変更の認可.....1282
- ふ化業者の登録.....1282
- 保安林予定森林にする旨の通知等.....1282
- 解除予定保安林にする旨の通知.....1283
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1283
- 港湾施設の概要.....1284
- 道路の供用開始（県道落合久万線）.....1284

- 道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....1284
- 道路の供用開始（ " ）.....1284
- 開発行為に関する工事の完了.....1284

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定.....1285
- 不在者投票のできる施設の指定の取消し.....1285
- 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程.....1285

任免辞令

- 信藤英敏.....1285

告 示

○愛媛県告示第1827号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	公立学校共済組合四国中央病院	米津 浩	川之江市川之江町2233	平成14年11月1日
"	整形外科	愛媛県立新居浜病院	曾我部 昇	新居浜市本郷三丁目1-1	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小児科	愛媛労災病院	岩瀬 孝志	新居浜市南小松原町13-27	"
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人弘仁会共立病院	吉田 正	東予市三津屋南9-10	"
肢 体 不 自 由	整形外科	医療法人社団久和会立花外科病院	佐伯 祐司	新居浜市喜光地町一丁目13-29	"
"	脳神経外科	公立周桑病院	小野 武志	東予市壬生川131	"
視 覚 障 害	眼 科	医療法人補天会光生病院	樺澤 みさと	今治市室屋町三丁目2-10	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	長井 巖	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	"
肢 体 不 自 由	神 経 科	財団新居浜病院	石橋 利行	新居浜市松原町13-47	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	町立野村病院	吉田 理	東宇和郡野村町大字野村9-53	"
"	外 科	久万町国民健康保険父二峰診療所	玉木 芳郎	上浮穴郡久万町大字露峰甲420-2	"

○愛媛県告示第1828号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
宇和島ブリポート薬局	宇和島市御殿町4-19		平成14年11月1日
はまゆう薬局	宇和島市御殿町4-19		"
パ ー ル 薬 局	宇和島市御殿町3-6		"
今治けんこう薬局	今治市常盤町五丁目3-39		"
あ ん ず 薬 局	宇和島市丸之内二丁目1-7		"

○愛媛県告示第1829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島町睦月土地改良区から次のとおり役員が就任し

○愛媛県告示第1831号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成14年11月19日

登録番号	登 録 年 月 日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
14第2号	平成14年11月16日	農事組合法人 南伊予養鶏組合 伊予市下三谷2488の1	農事組合法人 南伊予養鶏組合ふ化場 伊予市下三谷2488の1

○愛媛県告示第1832号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
温泉郡重信町大字下林字明木谷丙137の1、丙138から丙141まで、丙143の1、丙143の2、丙143の4、丙144の1、丙144の2、丙145、丙146の1、丙146の2、丙147の1、丙147の2、丙148、丙149
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明木谷丙137の1・丙138から丙141まで・丙143の2・丙144の1・丙146の2・丙147の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、丙143の1、丙143の4、丙147の1
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

した旨の届出があった。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 山 貞 彦	温泉郡中島町大字睦月247番地

○愛媛県告示第1830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町五百木2864から2872まで、2878、大瀬中央4866から4872まで、4874、4875、4890
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
五百木2865（次の図に示す部分に限る。）、2864、2866、大瀬中央4890
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡広見町大字大宿2182、2185から2187まで、2188の1、2193
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大宿2182・2185から2187まで・2188の1・2193（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡日吉村大字父野川上1411

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字父野川上1411（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1833号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

宇摩郡別子山村字弟地乙548の1、乙548の2、乙549の7、乙549の8、乙550の9から乙550の12まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1834号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市戸島2218番6地先公有水面

(2) 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島2234番1地先の堤に設置された金属錐）は、北緯33度11分58秒、東経132度21分43秒の地点

1点は、基点から真北358度00分01秒15.85メートルの地点

2点は、1点から真北53度57分58秒12.49メートルの地点

3点は、2点から真北143度57分58秒57.15メートルの地点

4点は、3点から真北53度57分58秒3.10メートルの地点

5点は、4点から真北143度57分58秒7.30メートルの地点

6点は、5点から真北233度57分58秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北143度57分58秒2.70メートルの地点

8点は、7点から真北53度57分58秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北143度57分58秒17.30メートルの地点

10点は、9点から真北233度57分58秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北143度57分58秒2.70メートルの地点

12点は、11点から真北53度57分58秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北143度57分58秒17.30メートルの地点

14点は、13点から真北233度57分58秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北143度57分58秒2.70メートルの地点

16点は、15点から真北53度57分58秒1.00メートルの地点

17点は、16点から真北143度57分58秒13.11メートルの地点

18点は、17点から真北233度57分58秒19.08メートル

の地点

19点は、18点から真北 143 度57分58秒3 .14メートルの地点

20点は、19点から真北 233 度57分58秒0 .81メートルの地点

(3) 面積

2,057.83平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月19日 愛媛県指令港第43号

4 しゅん功認可年月日

平成14年11月19日

○愛媛県告示第1835号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
上 屋	松山市大可賀三丁目52番4地先	面積 1,000平方メートル 構造 鉄骨造平屋建

○愛媛県告示第1836号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡面河村前組2324番 2 から 同村前組2331番まで	平成14年11月19日

○愛媛県告示第1837号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町串18番地先から 同町串195番 2 地先まで	旧	メートル 4.8~22.8	キロメートル 0.297	
			新	7.0~36.0	0.266	

○愛媛県告示第1838号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町串18番地先から 同町串195番 2 地先まで	平成14年11月19日

○愛媛県告示第1839号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局伊土検(開)第36号 平成14年10月31日	伊予郡松前町大字上高柳字古屋敷604番1及び604番2	伊予市大平2番地2 豊永産業株式会社 代表取締役 豊 永 健 一
松局伊土検(開)第37号 平成14年11月6日	伊予市下吾川字北野373-3、373-4、374-1、375-1、375-2、375-7及び375-8	松山市土居田町750番地1 株式会社 ヘルモニー 代表取締役 武 智 義 則
松局伊土検(開)第38号 平成14年11月6日	伊予郡松前町大字鶴吉字新開723番5	伊予郡松前町大字鶴吉723番地 松 田 務

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第3項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年11月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
養護老人ホーム	養護老人ホーム 共楽園	伊予三島市寒川町1792-2

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第3項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成14年11月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
養護老人ホーム	養護老人ホーム 共楽園	伊予三島市寒川町1388

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年11月19日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用

自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(平成6年10月11日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1備考4中「60,200円」を「64,500円」に改め、同様式その3備考4中「11,700円」を「12,500円」に改める。

別記第5号様式備考4中「501円99銭」を「510円48銭」に、「552,870円+26円29銭」を「557,115円+26円73銭」に改める。

別記第6号様式その1(別紙)その1中「60,200円」を「64,500円」に改め、同様式その1(別紙)その2中「11,700円」を「12,500円」に改め、同様式その2(別紙)備考2中「501円99銭」を「510円48銭」に、「552,870円+26円29銭」を「557,115円+26円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

10月31日

愛媛県技術吏員 信 藤 英 敏

願により本職を免ずる

